

市民参加実施結果シート

担当課：みどりの課

結果（終了）
令和6年4月1日時点

（1）市民参加の手續 実施結果について

事業タイトル	流山市総合運動公園の指定管理の業務範囲の変更について	市が考える 市民等への影響	メリット 現在、流山市総合運動公園は、一部の公園施設を指定管理者が、それ以外を市が管理しており、市民にとって非常に煩雑な管理区分となっていたが、公園全体を指定管理者1者が管理することにより市民にとってわかりやすくなるほか、指定管理者の工夫により公園全体を活用した管理を行えることになるため、利用者の利便性の向上が望めるもの。 デメリット 特になし。		
正式名称	流山市都市公園条例及び流山市都市公園条例施行規則の改正				
概要	流山市総合運動公園の再整備に伴って指定管理の業務範囲を変更するため関連する条例及び規則の改正を行う。改正にあたり、市民参加を行うもの。	上位計画の有無	無（流山市独自）		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	パブリックコメントにおいては、改正概要がわかりやすく市民に伝わるように、概要版の資料を作成した。				

（2）市民参加の実施内容

市民参加の実施方法	その手法を選択した理由等	開催告知日	募集期間	受付方法	開催日・場所等	対象者・人数等	委員構成	結果の公表	関連するHPの広報ID	市民参加手續実施後の検証	意見の反映	工夫したこと・その他
審議会等	最初に、流山市みどりの委員会に改正の概要の説明を行い、意見を聴取する。みどりの委員会は、流山市みどりの基本計画に基づき設置している。市内の公園等の利便の向上を図るための協議や、計画の実行や進捗に係る事項を審議し、提案する役割をもっており、学識経験者や商工農業関係者、市民団体の代表者により構成される委員会である。本案件はみどりの基本計画に掲載されている施策に係る内容であることから、同委員会から意見を聴取する。	令和4年度第2回 <HP>R5/1/11 ~ <広報紙>R5/1/11号	-	-	<令和4年度第2回委員会> R5/1/20 <令和5年度第1回委員会> R5/10/11	委員数6名	学識経験者2名、商工農業関係者2名、市民等2名	<HP> R4第2回 R5/3/24 公表	1036634		意見を反映した（案を修正した）	令和4年第2回委員会においては、条例改正の概要について説明を行い、意見を聴取した。 令和5年度第1回委員会において、パブリックコメントの実施結果について報告を行った。本会議は、条例改正の議題についてはパブリックコメントの結果報告が中心であること、また、他の議題の内容に鑑み、非公開で実施した。
											案を修正しなかった	
パブリックコメント手續	その後広く市民から意見を伺うためにパブリックコメントを実施し、最後にパブリックコメントの結果をみどりの委員会に報告・意見聴取を再び行い、改正する。	<HP>R5/8/31~ <広報紙> R5/9/1月号 <出張所・公民館> R5/8/31~	<意見募集期間> R5/9/1 ~ R5/10/2 合計32日間	ファクシミリ 郵送 電子メール 書面の持参		意見数 6件 1名		<HP> R5/1/1/27~	1008474		意見を反映した（案を修正した）	条例改正の概要がなるべくわかりやすくなるようにまとめた資料を作成した。
											案を修正しなかった	
											その他	

（3）実施された市民参加の流れ *継続的なもの

市民参加の手法	令和4年度												令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会等												委員会開催 (1/20)												委員会開催 (10/11)
パブリックコメント手續																								

議会等への説明
資料等公表

パブリックコメント実施 (9/1~10/2)

← 素案の作成等 →